

以下の【事実】を読み、【設問】に答えなさい。

【事実】

1 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、不動産賃貸業及び自転車製造業を業とする取締役会設置会社かつ監査役設置会社である。甲社の発行する株式の取得につき甲社の承認を要する旨の定款の定めはない。また、会社法 295 条 2 項に基づく定款の定めはない。甲社株式は名古屋証券取引所に上場されている。

2 甲社の主たる事業は不動産賃貸業であり、総資産・売上げとも甲社の 90%を占め、営業利益のほとんどは同事業によるものである。他方、自転車製造業は過去には大きく利益を上げていたものの、現在は甲社の総資産・売上げの 10%を占めるのみで営業利益もほとんどない。しかし、同事業は甲社の創業以来の事業であり、甲社が知名度を得たのも自転車 CM によるものである。甲社の顧客には「自転車屋の甲」として認識している者も多く、従業員や株主の中にも同事業に愛着を持っている者が多い。

3 令和 4 年 3 月、国内の自転車メーカーである乙株式会社（以下「乙社」という。）から、甲社の自転車製造部門を買収したい旨の申し入れ（以下「本件申し入れ」という。）がされた。甲社では取締役会において本件申し入れへの対応が協議されたが、収益力の改善につながるとして賛成の意見があった一方、アイデンティティの喪失につながるとして反対の意見も根強く、結論を出せない状況であった。

4 そこで甲社取締役会は、令和 4 年 6 月に開催される定時株主総会（以下「本件総会」という。）において本件申し入れを受諾すべきかどうかを問い、その結論に従うこととした。令和 4 年 5 月 31 日に発送された本件総会の招集通知においては、会議の目的たる事項として「定款変更の件」との記載がなされ、議案の概要として自転車製造業を会社の目的から外すこと、そしてこれが認められれば自転車製造業について事業譲渡を行う旨を記載した（以下この議案を「本件議案」という）。なお、本件総会においては、株主総会に出席しない株主が書面ないし電磁的方法によって議決権を行使できることとすることが定められていた。

5 ところで、甲社従業員持株会（以下「持株会」という。）は、甲社従業員の財産形成による福利厚生を増進を目的として設立された民法上の組合であり、その構成員は甲社従業員のみであった。持株会規約によれば、持株会の共有に属する株式に係る議決権の行使は甲社総務部長に委任して行うこととされていた。また持株会の会員は、自己の持分に応じた株式数の株式に係る議決権について、議決権の行使の方法を指示することができることとさ

れていた。本件総会時点で従業員持株会が保有する株式の数は1万2000個であった。

6 本件総会において、持株会の共有に属する株式に係る議決権の行使は、甲社総務部長であるBに委任された。その際、本件議案に対しては、賛成の議決権行使の指示が2000個分、反対の議決権行使の指示が1万個分寄せられており、Bにもその旨が告知されていた。このような指示があったことは、甲社経営陣にも周知されていた。

7 令和4年6月24日、A市内のホテルにおいて本件総会が開催され、書面投票・電子投票を含め、総議決権30万個のうち27万8000個に相当する株主が出席した。本件議案については他のすべての議案の審議が終わった後に審議が開始された。2時間以上にわたる質疑および討論ののち採決がおこなわれた。採決は、議場内の票の集計が必要なため、投票により行われることとなった。

8 総会事務局が株主の投票のために議場内を巡回していたところ、甲社株主である乙銀行の従業員Cが「今回私は傍聴のために入場したのであって代理人ではないので、投票はしない」との申し出とともに、投票用紙を返却した。実際、Cへ代理権が授与された事実はなく、乙銀行は議決権行使書面の返送により書面投票を行っており、それによれば本件議案については議決権5000個について反対の投票がなされていた。また、Cが入場する際には乙銀行の名が入った名刺が示されたのみであって、委任状や議決権行使書面の提示はなかった。しかし、本件総会の議長Dは、一度入場した以上は出席したことになると考え、乙銀行の書面投票が撤回され、棄権の投票がされたものとする扱いをすることとした。

9 Bは、持株会の共有に属する株式に係る議決権の行使について、事前の指示にもかかわらず、1万2000個分の全部について本件議案に賛成する旨の意思表示を行った。なお、Bが総会事務局に提出した委任状には議決権行使の指示の内容が記載されていた。

10 以上の結果、本件議案については、賛成議決権18万6000個、反対議決権8万2000個、棄権1万個となった。このため、議長Dは本件議案が可決されたことを宣言した（以下この決議を「本件決議」という）。

11 株主Eは、本件決議について、B及び乙銀行の行使に係る議決権の取扱いに違法な点があるとして、株主総会決議取消しの訴えを提起した。

【設問】

Eの訴えは認められるか。

以上